

### 平成22年度 市民税・県民税のお知らせ

平成22年度市民税・県民税は平成21年中(平成21年1月1日～12月31日)の所得に対して課税されるので、現在は収入がなくても市民税・県民税が課税されることがあります。

#### ■住宅ローン控除の申告が不要になりました

年末調整または確定申告において所得税の住宅ローン控除の申告をすれば、市民税・県民税で住宅ローン控除の適用を受けるための申告が不要になりました(税制改正により、平成21年～25年までの間に入居した方も新たに対象となりました)。

**対象** 平成11年～18年または平成21年～25年に入居した方 **控除額** 次の(1)と(2)のいずれか小さい金額(上限9万7500円)

- (1) 所得税の住宅ローン控除のうち所得税で控除しきれなかった額
- (2) 所得税の課税総所得金額等の額の5%

**その他** 初めて住宅ローン控除の適用を受ける方は、税務署で確定申告をする必要があります。

#### ■上場株式等に係る配当所得について申告分離課税を選択できるようになりました

平成22年度の市民税・県民税において、上場株式等に係る配当所得を総合課税とするか申告分離課税とするかの選択ができるようになりました。申告分離課税を選択すると、上場株式等譲渡損失との損益通算ができませんが、配当控除の適用は受けられなくなり、平成24年度までは市民税1.8%・県民税1.2%の軽減税率が適用されます。

#### ■公的年金からの市民税・県民税の特別徴収(天引き)が始まりました

平成21年10月から年金分の市民税・県民税が、年金から特別徴収(天引き)される制度が始まりました。これは税制改正に伴って市民税・県民税の納め方を変更するもので、新たな負担は生じません(ここでいう年金とは、公的な年金をさします)。

問合せ先 市民税課 ☎ 51・2203 <http://www.city.royohashi.aichi.jp/zei/>

平成22年度の年金分の市民税・県民税の納付方法

#### ■すでに年金から特別徴収(天引き)されている方

平成22年度の年金分の市民税・県民税も継続して年金から特別徴収(天引き)されます(表1)。

■表1

徴収方法	公的年金からの特別徴収(天引き)					
	仮徴収			本徴収		
徴収時期	4月	6月	8月	10月	12月	2月
徴収される税額	前年度の2月に特別徴収した額と同額ずつ			年税額から仮徴収した額を差し引いた額の3分の1ずつ		

■表2

徴収方法	普通徴収(納税者の方自身で納付)		公的年金からの特別徴収(天引き)		
徴収時期	1期(納期:6月)	2期(納期:8月)	10月	12月	2月
徴収される税額	年税額の4分の1ずつ		年税額の6分の1ずつ		

- 現在まで年金から特別徴収(天引き)されていない方、または年金からの特別徴収(天引き)が途中で中止になった方 次の(1)～(4)すべての条件にあてはまる方は、平成22年10月支給分の年金から特別徴収(天引き)が開始されます(表2)。
- (1) 65歳以上の方(昭和20年4月2日以前生まれの方)
  - (2) 公的年金分の市民税・県民税が課税される方
  - (3) 年額18万円以上の老齢基礎年金・老齢年金・退職年金などを受給している方(介護保険料が天引きされている方)
  - (4) 平成22年1月1日以降、引き続き豊橋市に住所を有する方

よくある質問

**問** 市民税・県民税での住宅ローン控除の申告が不要になりましたが、適用されているかどうかの確認はどのようにしたらよいですか？

**答** 特別徴収(天引き)の方は、勤め先を通じて配布される「平成22年度給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書(納税義務者用)」の摘要欄に、普通徴収(納付書での納付、口座振替)の方は、平成22年6月11日にお送りする「平成22年度市民税・県民税税額決定通知書」の平成22年度市民税・県民税課税明細書に住宅ローン控除の記載があるかどうかでご確認ください。

**問** 年金生活ですが納税通知書が届きました。なぜですか？

**答** 公的年金(日本年金機構や年金基金からの年金)は雑所得という所得区分に含まれ、課税の対象となります。そのため、年金生活の方でも市民税・県民税がかかる場合があります。

**問** 複数の年金を受給している場合の天引きはどうなりますか？

**答** 複数の年金を受給している場合、すべての年金に対する市民税・県民税がひとつの年金(老齢または退職を支給事由とする年金)から

天引きされます。企業年金などからは天引きされません。

**問** 年金の他に所得がある場合の天引きはどうなりますか？

**答** 給与など公的年金以外の所得に対する市民税・県民税は年金からは天引きされません。これまでも通りの方法で納めてください。

納税通知書をお送りします  
納税にご協力ください

平成22年度市民税・県民税納税通知書を6月11日にお送りします。課税明細書などの内容を確認し、納期限(左表)までに金融機関やコンビニエンスストアなどで納めてください。詳しくは、納付書裏面をご覧ください。

■市民税・県民税の納期

納期	普通徴収	公的年金からの特別徴収(天引き)	
		22年度から始まる方	21年度から継続の方
第1期分:6月	第1期分:6月	第1期分:6月	4月
			6月
第2期分:8月	第2期分:8月	第2期分:8月	8月
			10月
第3期分:10月	10月	10月	10月
			12月
第4期分:1月	12月	2月	12月
			2月

納税通知書は大切に保管してください。  
納税は便利な口座振替をご利用ください。

選挙のお知らせ

郵便等による不在者投票制度を利用してください

問合先 選挙管理委員会(☎51・2960)

今年度は7月に参議院議員通常選挙、来年2月には愛知県知事選挙が任期満了を迎えます。身体に重い障害(表1)があつて投票所に行けない方などは、あらかじめ選挙管理委員会で「郵便等投票証明書」を交付されると、居住地から郵送で投票できる制度があります。

ります。また、表1に該当し、自分で書けない方(表2)は代理人が記載することもできます。左表の要件に該当する方で、希望する方はお早目に問い合わせてください。手続きに日数がかかるため、選挙直前の申請では間に合わない場合があります。

■表1 郵便等による不在者投票ができる方

次のいずれかに該当し、本人が署名することができる方

手帳などの種類	障害などの種類	障害などの程度	郵便等投票証明書の有効期間
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能	1級または2級	交付日より7年間
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸	1級または3級	
	免疫、肝臓※	1級から3級	
戦傷病者手帳	両下肢、体幹	特別項症から第2項症	
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓※	特別項症から第3項症	
介護保険の被保険者証	要介護状態区分	要介護5	被保険者証の認定有効期間

※肝臓の項目は平成22年4月に追加されました

■表2 代理記載の方法による不在者投票ができる方

表1の要件に該当し、さらに次のいずれかに該当する方

手帳の種類	障害の種類	障害の程度
身体障害者手帳	上肢または視覚	1級
戦傷病者手帳	上肢または視覚	特別項症から第2項症